

事故防止120号
2020年10月15日

関係団体 殿

公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故情報収集等事業
執行理事 後信
(公印省略)

医療事故情報収集等事業 「医療安全情報 No. 167」 の提供について

平素より当事業部の実施する事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、医療事故情報収集等事業において収集した情報のうち、特に周知すべき情報を取りまとめ、10月15日に「医療安全情報 No. 167」を当事業参加登録医療機関並びに当事業参加登録医療機関以外で希望する病院に提供いたしましたのでお知らせいたします。

なお、この医療安全情報を含め報告書、年報は、当事業のホームページ (<http://www.med-safe.jp/>) にも掲載いたしておりますので、医療事故の発生予防、再発防止のために、貴団体の取り組みにおいてご活用いただければ大変幸いに存じます。

今後とも有用な情報提供となるよう医療安全情報の内容の充実に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。



No.167 2020年10月

抗リウマチ剤(メトレキサート)の過剰投与に伴う骨髄抑制(第3報)

医療安全情報No.2(2007年1月)および医療安全情報No.45(2010年8月)で、抗リウマチ剤(メトレキサート)の過剰投与に伴い骨髄抑制をきたした事例を取り上げました。類似の事例が7件報告されていますので再度情報提供します(集計期間:2015年1月1日～2020年8月31日)。この情報は、第61回報告書「再発・類似事例の分析」で取り上げた内容をもとに作成しました。

休薬期間が必要なメトレキサート製剤を連日服用し、患者に影響があった事例が再び報告されています。

薬剤名	投与すべき内容	連日服用した日数	服用日の情報に関する主な背景
メトレキサート カプセル2mg		28日	
リウマトレックス カプセル2mg	1週間のうち 1日服用 6日休薬	10日 7日	処方 ・処方量は正しかったが、コメントに「週1回○曜日内服」と記載するのを忘れた ・誤って30日分処方した後、疑義照会により週1回の処方に変更したが、「週1回○曜日内服」のコメントを記載しなかった ・連日処方について疑義照会があったが、医師は「病棟で調整するのでそのまでよい」と答え、薬剤師は払い出した。医師は調整する内容を看護師に伝えていなかった
メトレキサート錠 2mg		6日	
メトレート錠2mg		6日 5日	調剤 ・処方箋に「週1回」や「○曜日内服」とコメントが記載されていたが、薬剤師は患者が自己管理できると判断し、薬袋にコメントを記載しなかった



抗リウマチ剤(メトレキサート)の過剰投与に伴う骨髄抑制(第3報)

事例 1

関節リウマチの患者(70歳代)にリウマトレックスカプセルが初めて処方された。医師は、患者に週1回服用する薬剤であることを説明したが、処方入力時、コメントに「週1回○曜日内服」と記載するのを忘れた。保険薬局の薬剤師は、医師より服用方法の説明を受けたと患者から聞き、処方箋に記載されている用量のみを説明して渡した。薬剤の包装シートに服用日は記載していなかった。患者は7日間連日服用し、2週間後に軽度の肝障害と汎血球減少のため緊急入院した。

事例 2

患者(70歳代)は、関節リウマチのため12年前からメトレキサート製剤を服用していた。医師はメトレキサートカプセル2mg週1回8週間分を院内処方し、処方箋に「毎週日曜日朝食後内服」とコメントを記載した。薬剤師は薬袋に赤色で「日曜朝」と記載することになっていたが、記載するのを忘れた。患者は認知症のため家族が薬剤の管理をしており、薬袋に曜日の記載がなかったため毎日服用するものと思い込み、患者に連日服用させた。その後、患者は骨髄抑制をきたして入院した。

事例が発生した医療機関の取り組み

- ・メトレキサート製剤を処方・調剤する際、
 - 医師は、「週●回、●曜日」を入力する。
 - 薬剤師は、医師の指示を確認し、「週●回、●曜日」を薬袋に記載する。
- ・患者に休薬期間が必要であることを説明し、服用日を明確に伝える。

上記は一例です。自施設に合った取り組みを検討してください。

取り組みのポイント

- ・メトレキサート製剤は連日服用すると危険性が高い薬剤であるため、薬剤師は患者に服用方法を毎回確実に説明する。
- ・患者へ説明する際は、薬剤の服用方法に関する説明用紙等を活用する。

(総合評価部会)

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会委員の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。

本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページをご覧ください。<http://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話 : 03-5217-0252(直通) FAX : 03-5217-0253(直通)
<http://www.med-safe.jp/>